

要 求 書

県病労は、この間、貴職の県立病院廃止・統合の方針に反対し、地域医療・県民医療の充実を求め、様々な取りくみを進めてきました。

しかし、まことに遺憾ながら、貴職は2月議会において3病院・1診療所の廃止条例を可決させました。

このことは、県医療行政の責任放棄であることに加えて、何よりも病院職場で働く者へ重大な労働条件変更を迫るものであり、断じて容認できるものではありません。

つきましては、県病労としては、今後とも県立病院存続と充実を求めています。組合員が定年まで安心して働き続けられるように、下記事項について要求しますので、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 雇用確保に関するスケジュールを明確にすること。
- 2 全組合員の異動を、異動意向書どおり今年中に決定すること。
- 3 職転希望者については、本人の意向どおり実現させること。
- 4 退職勧奨制度の退職金加算率を上げること。
- 5 再就職の賃金労働条件を県職員と同様にさせること。
- 6 各病院の定数を増やすとともに、知事部局異動希望職場の人員増をはかること。
- 7 知事部局異動希望者の職域を拡大すること。

2006年6月19日

福島県病院局

事業管理者 茂 田 士 郎 様

自治労福島県病院局職員労働組合
執行委員長 石 井 豊